

除染関係ガイドライン（平成 25 年 5 月第 2 版）  
主な追補箇所等一覧

【平成 25 年 12 月 追補（森林関係）】

該当箇所		追補・変更内容
目次	—	「第 2 編 除染等の措置に係るガイドライン V. 草木の除染等の措置 3. 除染方法」の「(3) 森林の除染」以降の頁番号を変更
第 2 編	目次	「V. 草木の除染等の措置 3. 除染方法」の「(3) 森林の除染」以降の頁番号を変更
	p2-83 図 2-47	推定式の係数を平成 24 年 12 月 28 日現在のものとした図に変更。
	p2-107 表 2-45	測定点①について、『林縁部において 20～50m 程度につき 1 点で測定します。 <b>（公園に森林が隣接している場合等、不特定多数の人が立ち入ることが想定される場合には、林内中間地点付近にも測定点を設定する。）</b> 』に変更（赤字が変更箇所）
	p2-107 表 2-45	測定点②について、『森林については <b>林縁部及び作業を行う林内中間地点付近において 20～50m 程度につき 1 点で測定します。</b> 』に変更（赤字が変更箇所）
	p2-114	『原発事故当初とは異なり、降雨の影響や落葉の結果、街路樹の <b>枝葉等に付着していた放射性物質は相当程度地表へ移動したと考えられます。</b> そのため、放射性セシウムの付着状況に応じて、街路樹の除染の必要性を判断してください。』に変更（赤字が変更箇所）
	p2-116～ 125	「(3) 森林の除染」に関する記述を全体的に見直し。
索引	—	「(3) 森林の除染」に関する記述を見直しに伴い、p2-116～125 に相当する部分の頁番号を変更。
		「 <b>■</b> 除染手法 【除染の対象】」に「○森林を除染する」を追加。

【その他修正】

該当箇所		追補・変更内容
全般	—	『「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 6 号）」』に変更（赤字が変更箇所）

第1編	p1-4	『指定を受けた市町村は、環境省令（注）で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる」とされており、この調査測定の結果等によって1時間あたり 0.23 マイクロシーベルト以上と認められた区域等において、除染実施計画の対象となる除染実施区域を設定します。』に変更（赤字が変更箇所）
第2編	p2-83	「図2-47 農地土壌の放射性セシウム濃度の簡易算定方法」について、平成25年8月9日農林水産省プレスリリース『「農地土壌の放射性物質濃度分布図」の作成について』を踏まえて更新
第3編	p3-10	『運搬ルートの設定に当たっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように、可能な限り住宅街、商店街、通学路、狭い道路を避ける等、地域住民に対する影響を低減するとともに、混雑した時間帯や通学通園時間を避けて収集・運搬を行うことが必要です。保管施設への搬入路を整備する必要がある場合には、搬入先の状況や除去土壌等の運搬量、使用する車両等を踏まえて、搬入路の規模を決定します。 なお、積み込みに当たっては、低騒音型の重機等を選択し、騒音や振動を低減するよう努めて下さい。』に変更（赤字が変更箇所）